

TAX NEWS LETTER

2025
12

TOPICS

1. 令和8年1月から追加予定のマイナポータル連携対象書類
2. 法人県民税の法人税割 超過課税が実質恒久化
3. 通勤手当の非課税限度額の改正
4. 税務カレンダー（2026年1月の税務）

令和8年1月から追加予定のマイナポータル連携対象書類

◆ 生命保険・損害保険の支払調書が追加予定

国税庁は、令和8年1月からマイナポータル連携の対象として、以下の4調書を追加する予定と発表しました。

- ・生命保険契約等の一時金の支払調書
- ・生命保険契約等の年金の支払調書
- ・損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
- ・損害保険契約等の年金の支払調書

掲載時点での対応予定保険会社には住友生命や第一生命など大手6社の名前が挙げられており、対応事業者は順次拡大・変更される可能性があります。

◆ ふるさと納税以外の寄附も追加予定

ふるさと納税以外の寄附金についても、マイナポータル連携の対象に追加される予定です。対応予定団体には、特定非営利活動法人国連UNHCR協会・特定非営利活動法人国境なき医師団日本・公益財団法人日本ユニセフ協会が含まれます。

◆ マイナポータル連携の利便性

マイナポータルと連携すると、登録情報が国税庁の確定申告書作成コーナーや年末調整ソフト、民間の税務会計ソフトに自動反映されるため、申告書作成や年末調整の手間が大幅に軽減されま

す。例えば、給与や年金のみで収入が構成される納税者は、手入力がほとんど不要になる場合があります。

◆ これまでに連携対象となっている主な証明書等

最後に、これまでに連携の対象となっている主な証明書等についても確認しておきましょう。なお、連携可能な控除証明書等の発行主体については、国税庁のホームページでご確認ください。

- ・小規模企業共済等掛金控除証明書
- ・国民年金基金掛金の控除証明書
- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書
- ・特定口座年間取引報告書
- ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ・年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書
- ・住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・国民年金保険料の控除証明書
- ・医療費通知情報
- ・給与所得の源泉徴収票情報

マイナポータル連携の拡充により、申告・年末調整の手間軽減が一層期待されます。今後の改正や対応状況に引き続きご留意ください。



法人県民税の法人税割 超過課税が実質恒久化

法人県民税（法人税割）の標準税率に0.8%程度を上乗せして徴収する特例措置（超過課税）を実施している自治体で、超過課税の適用期間を延長し、実質的に恒久化する動きが広がっています。その多くが、2021年に特例措置を5年間延長しており、来年には期限切れを迎えるため。多くのケースでは9月の県議会定例会で適用期間の5年間延長を認める条例を可決。31年まで再延長する内容となっています。

法人県民税には「均等割」と「法人税割」があり、①県内に事務所・事業所がある法人は均等割と法人税割を②県内に事務所・事業所はないが寮・宿泊所・クラブなどがある法人は均等割を③法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人で、県内に事務所または事業所を有するものは法人税割を一一それぞれ納付。法人県民税の「均等割」は資本金の大きさなどによる

法人区分ごとに税額が定められており、「法人税割」は法人税額に一律の税率を乗じて算出します。

「超過課税」とは、地方税法で定められた標準税率を超える税率で課税すること。多くの自治体では、1975年に「法人の県民税の特例に関する条例」などといった名称で特例措置を制定していて、おおむね5年に1度のペースで法人税割の標準税率に0.8%程度上乗せする超過課税の適用期間延長を半世紀以上繰り返しています。

今回、さらに5年間の再延長を決めた自治体では、超過課税の状態が55年以上続くことが確定したといえます。

<情報提供：エヌピー通信社>

通勤手当の非課税限度額の改正

令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げされました。

この改正は、令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

2026年1月の税務

1月13日

- 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）

2月2日

- 支払調書の提出
- 源泉徴収票の交付
- 固定資産税の償却資産に関する申告
- 11月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>
- 給与支払報告書の提出

○給与所得者の扶養控除等申告書の提出（本年最初の給与支払日の前日）

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）（1月中において市町村の条例で定める日）



Website



Instagram

いつもお世話になっております。

次回のご面談は、月 日（ ）時 分の予定です。
ご準備のほどよろしくお願ひいたします。